

公的年金制度のあり方と基礎年金の財源について

2002年5月17日

年金部会委員

岡本 康男

1. はじめに

今回の公的年金制度改正の意義は、現役世代の間に根強くある公的年金制度に対する不安と不信を払拭し、公的年金制度に対する安心と信頼を回復することである。そのためには、急激に進む少子化と高齢化を直視し、かつ、わが国が低成長経済に移行したという事実を認識し、加えて、若年世代にみられる職業人としての働き方の変化にも着目しなければならない。そしてこれまで繰り返してきた社会保険料の引上げによる負担増と給付水準の抑制を議論しなくてもよい、中長期的に持続可能な制度を確立することが大事である。こうした観点から、制度の「改正」ではなく、制度を「改革」する決意で、制度そのもののあり方を議論した上で、財源のあり方を検討する必要がある。

2. 現役世代の負担に依存する社会保険料は安易に引上げるべきではない

わが国経済は低成長経済に移行しており、また、経済のグローバル化によりわが国の産業をとりまく環境は一段ときびしくなる。この結果、社会保険料の賦課ベースとなる現役世代の報酬は長期的にみて安定的に伸び続ける条件は極めて小さくなつたと考えるのが妥当である。

少子化、高齢化に伴なつて一層窮屈する公的年金制度の財源をこれまでのように現役世代の社会保険料の引上げに求めることは、現役世代の生活を圧迫し、社会全体の経済的活力を損うだけでなく、わが国の経済社会構造の変化を年金制度の改革に反映させないこととなる。

3. 基礎年金制度は国民にわかりやすく、納得のいく制度とすべきである

現行制度の下では、自営業者等の第一号被保険者は個人を単位に保険料を納めるので、個別の損得意識が表面化し、保険料の支払いは「積立方式による強制貯金」であるという誤解を生むこととなる。このため第一号被保険者は基礎年金の給付に要する費用は被保険者全体で負担しているという意識に欠けている。さらに、未納者、未加入者が相当数になっており、結果として国民年金制度は任意加入を是認する制度に変質している。

被用者年金制度の被保険者（第二号被保険者）は、納めた保険料が基礎年金部分と報酬比例部分にどのように充当されているかが不明瞭であるため、現在の仕組みについて不信心を持っている。

第三号被保険者は直接的な負担がないという理由などから、そのあり方についての考え方方が多様化している。

こうした異なる保険料負担方式の存在によって、各制度毎の給付と負担の関係は曖昧となっている。

さらに、基礎年金制度の財源は、給付費の 1/3 について一般会計からの国庫負担が投入されているため、純粋な社会保険方式とは異なる税財源との混合方式となっており、給付と負担の関係が一層曖昧なものとなっている。

したがって、財源の視点から国民にわかりやすく納得のいく制度に改革することが望まれる。

4. ライフスタイルの多様化、就業の多様化を反映した制度の充実が必要である

日本型雇用システムの象徴とされてきた終身雇用、年功序列的待遇、一律の定年制は現在どんどん崩壊し、変化している。現役世代の労働意識の変化は、就業形態の多様化となって具体化しており、一人の人間の生涯の働き方を自営業、被用者、専業主婦というような形で固定的にとらえることは適切でない。

この変化に対応するためには、多様な型の企業年金や、自助、自立という自己責任をベースにした個人年金の充実が社会的インフラとして求められる。また一律の定年制の存在を前提に、高齢者は経済的に弱者であるとの認識で公的年金制度を考える時代背景はどんどん変化している。

公的年金、特に全国民で支えるべき基礎年金については、働き方の差異に中立的な負担方式を構築し、制度の支え手の間での不平等感を早期に払拭することが不可欠である。

5. 以上の経済社会構造の変化を考慮して

- (1) 公的年金は現役世代に過度な負担を求めることなく、中長期的に持続可能な制度とするという発想の下に、
- (2) 基礎年金については、国民の老後の基礎的生活の一部を国が等しく保障するものとし、
- (3) その財源については、既受給者を含め全国民で制度を支えるため、間接税方式としていき、
- (4) 広く国民全体で財源を支えるという観点から税制の見直し、年金の給付水準の見直しも同時に検討されるべきである。

以上